

重要なお知らせ

平成30年8月10日

組合員の皆様へ

京 滋 信 用 組 合
理事長 大石 知史

所在不明の組合員に対する除名手続きについてのお知らせ

このたび京滋信用組合(理事長 大石 知史)は、平成30年6月22日開催の第18期通常総代会において定款の一部変更を決議し(※)、平成30年7月27日において当該定款変更に関する行政庁の認可がなされたため、同7月27日以降、下記のとおり、除名できる対象者として所在不明組合員を追加するとともに、その除名手続きを定めることといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件についてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

記

I. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当信用組合で所在が把握できない方で以下の3つの要件全てに該当した方をいいます。該当するお心当たりのある方は、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

【要件】

- 1.平成30年7月27日以降、5年以上継続して当信用組合の事業(普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金などの各種取引)を利用していない組合員の方。
- 2.平成30年7月27日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知又は催告が5回以上継続して返戻された組合員の方。
ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。
- 3.当信用組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所又は居所、勤務地、事務所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。

II. 所在不明の組合員に対する除名手続き

上記「I.」の要件全てに該当し、かつ、当信用組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明の組合員を除名する場合には、事前に公告等を行い、①通常総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨の申出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

公告等の期間終了後、理事会において除名対象者が確定され、中小企業等協同組合法第19条第2項第1号、第3号及び当信用組合定款第16条第1項の規定に基づき、総代会の10日前までに、当該組合員に対し除名す

る旨を通知いたします。

その後開催される当信用組合の総代会において、当該組合員除名の件が付議され、総総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決により除名され、組合員資格を失うことになります。

ただし、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

また、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

Ⅲ.除名手続により法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続き

上記「Ⅱ.」の除名手続により法定脱退となられた組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合に債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでの間、出資持分の払戻しを停止することがありますので、ご留意ください。

Ⅳ.除名後の再加入の手続き

再度、当信用組合の組合員に加入する場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合の組合員資格の要件等により加入できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(※)定款の一部変更

京滋信用組合では、組合運営に係る経営管理上の観点から、平成30年6月22日開催の第18期総代会の議決を得て、平成30年7月27日付で定款の一部を変更しました。

【改正理由】

協同組合組織の金融機関である信用組合は、その運営上、組合員の異動状況や組合事業の利用状況を正確に管理する必要があり、長期間所在が不明等である組合員に対して適切な措置を行えるようにすることはガバナンス上、極めて重要である。

そのため当信用組合では、①長期間所在が不明等である組合員を除名対象とすること、②当該除名の対象となる組合員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講じるため、以下のとおり定款の一部を変更した(別表)。

以上

本件に係わる照会先: 京滋信用組合	本支店もしくは本部総務部
電 話	075-313-3171
受付時間	信用組合窓口営業日の午前9時～午後5時

(別表)

定款の一部変更に係る新旧対照表

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>(除名)</p> <p>第16条 組合員が別表2各項の1に該当するときは総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p><u>2 別表2第5項の事由により組合の除名をするときは、前項の通知を行う前に、その組合員が住所等(第10条第1項第2号から第5号までに掲げる住所、居所、勤務所の所在地又は事業所の所在地をいう。以下この項において同じ。)に不在であることを調査し、公告等により、除名対象者がこの組合への住所等の変更届出を行うよう催促しなければならない。</u></p>	<p>(除名)</p> <p>第16条 組合員が別表4各項の1に該当するときは総会の決議によって除名することができる。この場合においては、その総会の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(新設)</p>

【変更内容】

(改正箇所は下線部)

新	旧
<p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none">貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6月以内にその義務を履行しないとき。法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。<ol style="list-style-type: none">暴力的な要求行為法的な責任を超えた不当な要求行為取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。<u>5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。)以上継続して返戻されたとき。</u>	<p>(別表2)</p> <ol style="list-style-type: none">貸付金の弁済、貸付金の利子の支払又は手形債務の履行を怠り、期限後6月以内にその義務を履行しないとき。法令若しくはこの組合の定款に違反し、この組合の事業を妨げ又はこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。自ら又は第三者を利用して次の各号の1に該当する行為をしたとき。<ol style="list-style-type: none">暴力的な要求行為法的な責任を超えた不当な要求行為取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてこの組合の信用を毀損し、又はこの組合の業務を妨害する行為定款第10条第1項第6号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 <p>(新設)</p>

所在不明の組合員に対する除名手続きに関するQ&A

Q1. 所在不明組合員となる要件を教えてください。

【定款第16条第2項に定める別表2第5項(抜粋)】

5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回(同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。)以上継続して返戻されたとき。

以下の3つの要件全てに該当した方をいいます。

1. 5年以上継続して当信用組合の事業(普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金などの各種取引)を利用していない組合員の方。

(該当するケース)

組合員ご本人の意思に拠らない受動的な取引のみが行われている(当信用組合の出資配当金や預金の利息のみが記帳されている普通預金口座を保有している)場合は、事業を利用していないことに該当するため、所在不明組合員の要件に該当します。

(該当しないケース)

窓口やATM等での入出金等、お借入金の返済、口座振替契約の設定及び口座振替契約に基づく引き落としがされた方などは、所在不明組合員の要件には該当いたしません。

2. 組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した「当信用組合からの通知又は催告が5回以上継続して返戻された組合員の方。
3. 当信用組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所又は居所、勤務地、事務所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。

Q2. 除名対象になる組合員はどのように知ることができるのでしょうか。

除名対象となる組合員が、除名対象であることを知る方法として、次のものが挙げられます。

- ①所在不明の組合員を除名する場合には、当信用組合は、事前に公告等を行い、①総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨の申出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

当該公告等によって、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

- ②所在不明の組合員を除名する場合には、中小企業等協同組合法第19条第2項第1号、第3号及び当信用組合同约定第16条第1項の規定に基づき、総代会の10日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

これにより、当該組合員は自己が除名対象になっていることを確認することができます。

なお、除名対象者の方は総代会において弁明をすることができますので、総代会の会日の3日前までに、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

Q3. 出資持分の払戻しについて

除名により法定脱退となる組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたします。

ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合本支店の窓口までお申し出ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当信用組合本支店の窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方が当信用組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

Q4. 所在不明の組合員であるか否かを判断する期間は決まっているのですか。

所在不明の組合員であるか否かを判断させていく始まりの時期は、平成30年7月27日からです。

Q5. なぜ、5年以上信用組合の事業を利用していないことが所在不明組合員(除名)の要件の一つになっているのですか。

当信用組合の運営に係る経営管理上の観点から、組合員の異動状況や組合事業の利用状況を正確に管理する必要があり、長期間所在が不明等である組合員に対して適切な措置を行えるようにするためです。

株式会社における所在不明株主の株式売却手続き等(5年間継続してその株主に対する通知が到達しないことなど)の規定を参考に、当信用組合の定款で除名要件としております。

Q6. 所在不明の組合員としての要件全てに該当した場合には、必ず除名されてしまうのですか。

所在不明の組合員の方に対する除名の判断は、所在不明の組合員の要件全てに該当し、かつ、当信用組合において除名することが適当と判断させていただいた組合員の方が対象となります(「Q.1」参照)

Q7. 所在不明の組合員としての除名を回避するためには、どうしたらよいのですか。

除名対象となっていることを知ったものの、除名を望まない場合には、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

除名にかかる総代会の開催前に、組合員から除名を望まない旨の申出があった場合には、当信用組合は、除名対象者名簿や組合員の除名に係る総代会の議案の修正を行います。

また、除名対象者となる当該組合員には、総代会において弁明する機会が与えられております。弁明された後、除名を取消すことにつき、普通決議(出席者の過半数)がなされれば、除名は取消しとなります。

Q8. どのような調査方法で所在不明の組合員の住所等を確認するのですか。

例えば、現地確認や公的書類(住民票等)の取得による方法により確認いたします。

Q9. 「組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知又は催告が5回以上継続して返戻されたこと」が要件の一つとなっていますが、ここでいう通知又は催告とは、どのようなものを指しますか。

当信用組合が組合員に対してする配当通知のほか、「総代会の招集通知」や「決議通知」、「事業報告」など法令上の規定の有無や通知又は催告の名称・内容の如何を問わず、当信用組合が組合員に対してする通知又

は催告は全て包含されます。

- Q10. 信用組合が組合員に発する通知又は催告が多種類に及ぶため、Q9のように通知又は催告を広く考えると、非常に短期間のうちに、「組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知又は催告が5回以上継続して返戻された」との要件を満たしてしまうのではないのでしょうか。
- 同一事業年度に複数の通知又は催告がなされても、それらを併せて1回の通知又は催告とみなされるため、非常に短期間のうちに当該要件を満たしてしまうことはありません。

- Q11. 除名を望まない旨の申出は、電話によることも出来るのでしょうか。

電話での申出の場合、電話をしている者が組合員本人であるかを慎重に確認する必要があることから、当信用組合は、電話によって除名を望まない旨の申出を行った組合員には、当信用組合所定の方法により本人確認書類を送付して頂く等の手続を行って頂きます。

そのため、来店に比して煩雑な取扱いになることが想定され、来店することが困難な場合など一定の事情がある場合を除き、ご来店ください。